

# 特記仕様書

委託業務名：真喜屋ダム管理所清掃委託業務

位 置：名護市真喜屋ダム

業務期間：36ヶ月（令和3年4月1日～令和6年3月31日）

## 第1条 適用

- 1) 本特記仕様書は、北部農林水産振興センター農業水産整備課の管理する真喜屋ダムの管理所清掃委託業務（以下「業務」という。）に適用する。
- 2) 本委託業務は、本特記仕様書に基づいて実施するものとし、本特記仕様書に記載されていない事項については、「委託業務共通仕様書」（平成29年4月・沖縄県農林水産部）の定めるところによるものとする。
- 3) 本委託業務は、「建築保全業務共通仕様書」（平成30年版・国土交通省大臣官房官庁営繕部）に基づいて実施する。

## 第2条 目的

本業務は、真喜屋ダム管理所の清掃を行い、建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な住環境（執務環境）を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資することを目的とする。なお、「日常清掃」とは、週単位の短い周期で行う清掃をいい、「定期清掃」とは、月単位の周期で定期的に行う清掃をいう。

## 第3条 契約の範囲

本業務は、本特記仕様書、契約書にもとづき真喜屋ダムの管理所清掃一式を行うもので、細部にわたり入念に行わなければならない。

## 第4条 施設管理担当者

「施設管理担当者」とは、建築物等の管理に携わる物で、保全業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。

## 第5条 対象設備及び点検整備内容

対象設備…「真喜屋ダム管理所図面」、「真喜屋ダム窓図面」参照。

清掃内容…「建築保全業務共通仕様書（平成30年版）」に基づき実施する。

### [ 日常清掃 ]

- ・床面の掃き拭き作業、トイレ衛生陶器累洗浄作業等。建築保全業務共通仕様書（平成30年版）（抜粋）」による。
- ・清掃頻度は週1回、金曜日の午前中（開始時間は契約後調整）に行うこととし、金曜日が休日の場合、それより前の休日でない日に変更する。

[ 定期清掃 ]

- ・窓ガラス清掃
- ・床面清掃  
(床面洗浄作業及び床維持剤塗布作業[ビニール床シート])  
(繊維系床面洗浄作業[タイルカーペット])
- ・清掃頻度は年2回(夏場、冬場の2回。半年程度期間を置いて実施。)

[ 塵芥収集 ]

- ・週1回、一般ゴミの回収。

第6条 提出書類

受託者は契約後及び完了検査後、下記に示す関係書類を速やかに提出しなければならない。

(A4版)

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| ① 着手届            | (契約後 14日以内) |
| ② 業務完了報告書        | (業務完了の日)    |
| ③ 作業報告書          | (各作業終了後)    |
| ④ その他監督職員が指示したもの |             |

第7条 作業報告及び確認

- 1) 毎清掃業終了後に、指定された作業報告書(様式任意)をもって、施設管理担当者へ報告する。
- 2) 職員の指示を受けて清掃を省略した部位又は場所は、その旨を報告書に記述する。
- 3) 施設管理担当者より業務の実施状況についての確認の求めがあった場合には、これに立ち会う。

第8条 一般事項

- 1) 清掃業務は専門的技術を修得した者によって行うものとする。
- 2) その他、疑義が生じた場合は、発注者と協議して定めるものとする。

第9条 その他

- 1) 受注者は、常に安全に留意して現場管理を行い事故防止に努める。
- 2) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装及び履物で業務を実施する。